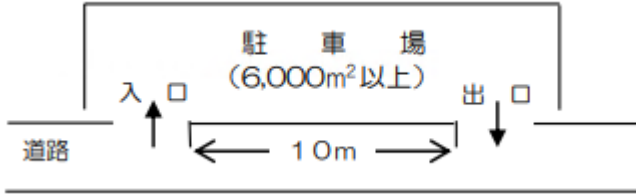
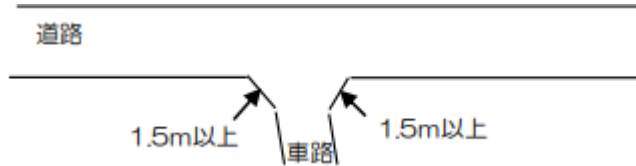


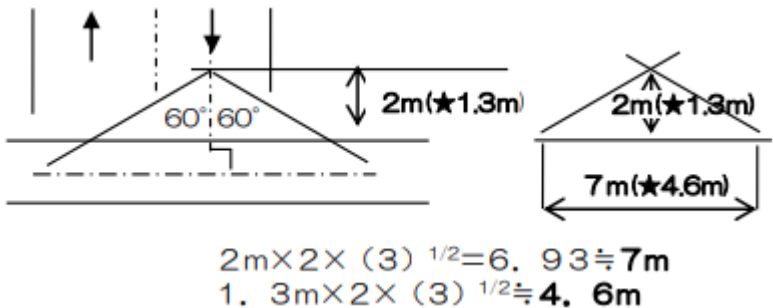
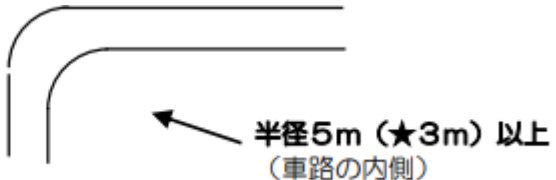
路外駐車場の構造および設備ならびに届出に関するチェックリスト

提出年月日	令和 年 月 日	供用開始予定	令和 年 月 日
駐車場の名称			
駐車場の位置			
駐車場管理者			
住所			
区域の面積			
構造の分類	平面式・立体式・()	自走式・機械式・()	
駐車のために供する部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²	(二輪) 台	
建築物である部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²	(二輪) 台	
建築物でない部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²	(二輪) 台	
1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であつて、一般公共の用に供され、かつ、駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上であるもの	駐車場法の技術基準の遵守必要		
2 1に該当するもののうち、都市計画区域内に設置され、料金を徴収するもの	駐車場法第 12 条等の届出が必要		

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
設置届出書 法 12 条	① 設置届出書 各 2 部	合・否	
	② 地形図（案内図）	合・否	
	③ 平面図	合・否	
	a 路外駐車場の区域		
	b 路外駐車場の自動車の出口・入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）	合・否	
	c 路外駐車場の付近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分（バス停、横断歩道、交差点等）、橋およびトンネル	合・否	
	④ 建築物である路外駐車場の場合 縮尺 1 / 200 以上	合・否	
	a 各階平面図	合・否	
	b 立面図および断面図	合・否	

根 拠 法 令 等	法令の規定による設備の基準	判 定	備 考
管理規定届出 書法 13 条 1 項	① 管理規定届出書 各 2 部	合・否	
	② 管理規定 各 2 部	合・否	
	・路外駐車場の名称、管理者の氏名及び、住所	合・否	
	・休業日、供用時間開始・終了の時刻を定めている	合・否	
	・駐車料金の額は、確定額をもって定めている	合・否	
	・駐車する自動車の滅失・損傷に係る損害賠償条項あり	合・否	
	・構造上駐車することのできない自動車	合・否	
	・駐車場の業務に付帯して行う燃料販売等の業務の概要	合・否	
所轄警察署協議	所轄の警察署との協議をしている。 (令和 年 月 日) と打合せ済	合・否	
出口・入口 施行令 7 条	1 以下に掲げる道路の部分に出入口を設けてはならない。		
	(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル	合・否	
	(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分	合・否	
	(3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 m 以内の部分	合・否	
	(4) 安全地帯の左側の部分及び、当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分	合・否	
	乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分	合・否	
	(5) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分	合・否	
	(6) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5 m 以内の道路の部分	合・否	
	(7) 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及び、その左右 20m 以内の部分を含む。）	合・否	
	(8) 橋	合・否	支 障 有・無
	(9) 幅員が 6 m 未満の道路	合・否	支 障 有・無
	(10) 横断勾配が 10% を超える道路	合・否	

	※令7条2項により国土交通大臣が認める場合の緩和規定あり。自動車の出口又は入口を道路交法第44条の各号及び令第7条第1項第1号ホに掲げる道路の部分(1)のトンネル、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)に設ける路外駐車場であって、必要な変速車線を設けること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては適用しない。		
	2 前面道路が2つ以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。 ※ 歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由がある時は、この限りではない。	合・否	
	3 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。  ※前面道路に中央分離帯等がある場合は、この限りではない	合・否	
	4 出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度及び、切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。 	合・否	

	5 出口の構造は、当該出口から 2 m（ただし、☆特定自動二輪車専用の場合は、1.3m）後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ 60 度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。  $2\text{m} \times 2 \times (3)^{1/2} = 6.93 \approx 7\text{m}$ $1.3\text{m} \times 2 \times (3)^{1/2} = 4.6\text{m}$	合・否	
車 路 施行令 8 条	1 自動車が行き止まり安全に走行できる車路を設けなければならない。	合・否	
	2 幅員は、5.5m（★3.5m）以上、一方通行の場合は、3.5m（★2.25m）（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては 2.75m（★1.75m））以上であること。	合・否	
	3 はり下の高さは、2.3m以上であること。（建築物の場合）	合・否	
	4 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、5m（★3m）以上の内回り半径で回転できる構造であること。 （建築物の場合）  半径5m（★3m）以上 （車路の内側）	合・否	
	5 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。（建築物の場合）	合・否	
	6 傾斜部の縦断勾配は、粗面またはすべりにくい材料で仕上げる。（建築物の場合）	合・否	
車 室 の 高 さ 施行令 9 条	駐車スペースにおけるはり下の高さ 2.1m以上。 （建築物の場合）  駐車スペース（はり下） 2.1m以上	合・否	
避 難 階 段 施行令 10 条	直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第 123 条第 1 項もしくは第 2 項に規定する避難階段またはこれに設備を設ける。（建築物の場合）	合・否	
防 火 区 画 施行令 11 条	給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。（建築物の場合）	合・否	

換 気 装 置 施行令 12 条	内部の空気を 1 時間 10 回以上直接 外気と交換 する能力を有する換気装置を設ける。 ただし、 窓その他開口部 の換気に有効な部分の面積がその階の 床面積の 10 分の 1 以上であればよい。（建築物の場合）	合・否	
照 明 装 置 施行令 13 条	車路の路面 10 ルックス以上、駐車部分の床面 2 ルックス以上の照度を保つのに必要 な照明装置を設ける。（建築物の場合）	合・否	
警 報 装 置 施行令 14 条	自動車の出入及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。 （建築物の場合）	合・否	
特 殊 の 装 置 施行令 15 条	予想しない 特殊な装置 をつける場合は、 国土交通大臣の認定 が必要	合・否	
供用時間・駐 車料金の明示 施行令 17 条	利用しようとする者の見やすい場所に 供用時間及び駐車料金の額 を明示しなけれ ばならない。	合・否	
駐車ますの寸法 道路構造令解説	駐車ますは、奥行 5.0m 以上、幅 2.3m 以上（標準 2.5m） ※特定路外駐車場（バリアフリー新法第 2 条）の場合は、 幅 3.5m 以上（1 ます以 上）	合・否	

★の数値について

出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分（駒止等により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る）

道路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分。

路外駐車場の構造および設備ならびに届出に関するチェックリスト

提出年月日	令和 年 月 日	供用開始予定	令和 年 月 日
駐車場の名称			
駐車場の位置			
駐車場管理者			

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
路外駐車場車いす使用者用駐車施設 省令第2条	特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用できる駐車施設（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）を1以上設けなければならない。 ※ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場については、この限りではない。	台	
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設について、 ①幅員を3.5m以上確保しているか。	m	
	②車いす使用者用の表示をしているか。	合・否	
	③第3条に定める路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか。	合・否	
路外駐車場移動等円滑化経路 省令第3条	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者・障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。	合・否	
	路外駐車場移動等円滑化経路について、 (a)経路上に段差は設けていないか。	有・無	
	(b)段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか。	有・無	
	(c)経路を構成する出入口の幅は、80cm以上確保しているか。	合・否	
	(d)経路を構成する通路は、幅を120cm以上確保しているか。50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか。	合・否	
	(e)経路を構成する傾斜路は、 ①段に代わるものについて、幅を120cm以上確保しているか。	cm	
	②段に併設するものについて、幅を90cm以上確保しているか。	cm	
	③勾配が1/12を超えていないか。	%	
	④高さ16cm以下のものについては、1/8を超えていないか。	%	
	⑤高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものについて、高さ75cm以内ごとに踊場を設けているか。	合・否	
	⑥勾配が1/12を超え、又は、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか。	合・否	